

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月14日

【四半期会計期間】 第143期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 テイカ株式会社

【英訳名】 TAYCA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清野 學

【本店の所在の場所】 大阪市大正区船町1丁目3番47号

【電話番号】 大阪(06)6555局3250番(代表)

本店は上記の場所に登記しておりますが、実際上の本社業務は本社事務所でっております。

本社事務所の所在の場所 大阪市中央区北浜3丁目6番13号

電話番号 大阪(06)6208局6400番(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務取締役 杉江 一彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋1丁目17番10号内田洋行京橋ビル9階  
テイカ株式会社 東京支店

【電話番号】 東京(03)5250局3851番(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役東京支店長 名木田 正男

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第143期 第1四半期連結累計(会計)期間	第142期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	8,824	32,721
経常利益 (百万円)	590	2,032
四半期(当期)純利益 (百万円)	357	1,186
純資産額 (百万円)	23,250	22,770
総資産額 (百万円)	40,850	39,664
1株当たり純資産額 (円)	462.44	452.57
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	7.13	23.66
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	56.7	57.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△382	4,157
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△311	△1,488
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	286	△800
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	3,040	3,555
従業員数 (名)	586	578

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については潜在株式がないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	586
---------	-----

- (注) 1 従業員数は、当社グループ内への出向者を含め、グループ外への出向者を除く就業人員数です。  
2 従業員数には派遣社員・嘱託契約の従業員を含んでいません。

### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	467
---------	-----

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員数です。  
2 従業員数には派遣社員・嘱託契約の従業員を含んでいません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
酸化チタン関連事業	5,170
その他化学品事業	2,823
その他事業	142
合計	8,135

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 商品の仕入実績

当第1四半期連結会計期間における商品の仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	仕入高(百万円)
酸化チタン関連事業	8
その他化学品事業	318
合計	327

- (注) 1 金額は、仕入価格によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 受注実績

当社グループでは受注生産を行っておりません。

#### (4) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
酸化チタン関連事業	4,999
その他化学品事業	3,380
その他事業	444
合計	8,824

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、該当事項はありません。

## 3 【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、サブプライムローン問題に端を発した米国経済減速の顕在化や原油をはじめとする原燃料価格の一段の高騰などにより、景気は先行き不透明感が強い状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループの当第1四半期の業績につきましては、引き続き機能性製品を中心に積極的な販売活動を展開いたしました結果、売上高は酸化チタン関連事業49億9千9百万円、その他化学品事業33億8千万円、その他事業4億4千4百万円の合わせて88億2千4百万円となりましたが、利益面では原燃料価格の高騰による採算悪化などの影響により、営業利益は5億3千6百万円、経常利益は5億9千万円、四半期純利益は3億5千7百万円となりました。

### (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の財政状態は、前連結会計年度末に比べ資産合計は11億8千5百万円増加いたしました。増減の主なものは、流動資産におきましては、受取手形及び売掛金が8億5百万円増加、現金及び預金が5億1千5百万円減少、固定資産におきましては、投資その他の資産が7億9千2百万円増加いたしました。

負債合計は7億6百万円増加いたしました。増減の主なものは、流動負債におきましては、短期借入金が9億3百万円増加、固定負債におきましては、長期借入金が4億2千3百万円減少いたしました。

純資産合計は4億7千9百万円増加いたしました。増減の主なものは、その他有価証券評価差額金が4億8千万円増加いたしました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益5億6千9百万円を確保し減価償却費6億1千9百万円計上しましたが、法人税等の支払5億9千6百万円をはじめ、売上債権の増加8億5百万円などに伴い3億8千2百万円の減少となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、酸化チタン部門の設備投資などにより3億1千1百万円の減少となりました。また財務活動によるキャッシュ・フローでは運転資金の借入を行ったこともあり2億8千6百万円の増加となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当第1四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末に比べ5億1千5百万円減少し、30億4千万円となりました。

### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更又は新たに生じた問題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりです。

当社は、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益の向上を図ることを目的とし、特定株主グループによる当社の議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模買付行為（以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます）に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます）を導入することを以下のとおり決議いただきました。

以下の文書で引用する法令の各条項は、平成20年5月15日現在で施行されている法令を前提とするものであり、同日以降に法令の改正があり当該改正後の法令が施行された場合には、本対応方針において引用する法令の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令の各条項またはこれらを実質的に継承する各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

## I 当社の企業価値向上の取り組みについて

当社グループは、「人間性尊重と相互信頼を基本に、化学を基盤とした創造的技術を駆使して顧客と共に発展し、広く社会に貢献することを目指す」ことを経営の理念として掲げ、「WE TRY NEW」をスローガンに、時代の一步先を捉え、人々の暮らしを彩り、社会に広く貢献する技術・製品の創造に挑戦を続けております。

この基本的な考え方のもと、当社グループは、これまで硫酸関連技術を基盤に酸化チタンや界面活性剤を生み出し、さらには、これら製品において長年蓄積してきた表面処理技術、分散技術、スルホン化技術等を駆使し、化粧品用向けの微粒子酸化チタン、表面処理製品や高機能性コンデンサ用向けの導電性高分子酸化重合剤等の高付加価値製品を生み出し、企業価値向上に努めてまいりました。

また、現在当社グループは、以下の3点を重点方針とし、目標達成に向け事業活動を展開しております。

- ① 当社グループのコア技術である表面処理技術、分散技術、スルホン化技術等を駆使し、高付加価値分野である化粧品、電子材料事業に重点投資を行うとともに、新規開発製品の早期戦力化により事業拡大を図る。
- ② 汎用品事業である酸化チタン、硫酸、界面活性剤はあらゆるコスト競争力の強化策を実施し、採算性の向上を図る。
- ③ 企業の社会的責任を意識し、コンプライアンス、内部統制を重視した事業活動と経営の効率化を図る。

## II 本対応方針導入の目的

上記のとおり、当社は長年にわたり築き上げてきた各種技術を有効に活用しつつ、中期経営計画の実行を通じて、当社の企業価値の更なる向上のための施策に取り組んでおります。

しかし、近時における世間の動きとして、法制度の改正や株式持合いの解消等を背景に、対象会社の経営陣との十分な協議や合意形成の過程を経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあり、当社においても継続的な企業価値・株主共同の利益の向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となっております。

もちろん、当社は、大規模買付行為があっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではありません。そもそも、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却をされるか否かは、最終的には株主の皆様自らのご判断に委ねられるべきものと考えております。

しかし、突然の大規模買付行為に対して、株主の皆様は短時間で、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなどを適切にご判断いただくのは、なかなか困難なものがあるのではな

いかと思われます。そのため、大規模買付者からの十分な情報が提供されること、熟慮のための十分な時間が確保されることが必要であると考えております。

さらに、株主の皆様が大規模買付者から一方的に提供される情報だけでなく、当社の将来にわたる企業価値を正しくご判断していただくためには、創業以来蓄積された専門技術やノウハウに対する理解が不可欠であり、また、顧客、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解も不可欠であります。これら当社の企業価値を十分に理解しているのが当社取締役会であり、当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価、意見等を株主の皆様を提供することは極めて重要であると考えております。

以上の考え方にに基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、株主の皆様共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付行為に関するルールを定めることといたしました。

### III 本対応方針の内容

#### 1. 本対応方針の概要

本対応方針は、大規模買付者に対し、事前に、遵守すべき手続を提示し、大規模買付行為またはその提案が行われた場合には、必要かつ十分な時間を確保して大規模買付者と交渉し、大規模買付者の提案する提案内容についての情報収集、検証等を行い、株主の皆様が大規模買付者の買付情報および当社取締役会の計画や代替案を提示することにより、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響等の十分な情報をもって、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断いただくことを目的としております。

本対応方針においては、大規模買付者が大規模買付行為を行う場合には、当社が定める所要の手続（以下「大規模買付ルール」といいます）に従って行われなければならないものとし、大規模買付ルールに従わない場合、あるいはこれに従う場合でも大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を害するものと判断される場合には、対抗措置をとるものとします。

なお、本対応方針は、予め当社取締役会の同意を得ていない大規模買付行為を対象とするものであり、当社取締役会の同意を得た上で行われる大規模買付行為については、適用対象とはなりません。

#### 2. 本対応方針の導入手続

本対応方針は、平成20年5月15日開催の取締役会において、全取締役の賛成により決定されたものであります。また、当該取締役会には社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も本対応方針の具体的運用が適切に行われることを条件として本対応方針の導入に賛成する旨の意見を述べております。

本対応方針の導入については、株主の皆様のご意思を反映する機会を保障するため、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において、本対応方針の導入等を株主総会決議事項とする旨の定款変更について株主の皆様からご承認をいただいた上で、本対応方針の導入を株主の皆様にお諮りし、株主の皆様からご承認をいただき導入いたしました。

#### 3. 大規模買付ルールの内容

##### 1) 大規模買付情報の提供要求

大規模買付ルールにおいては、大規模買付行為に先立ち、大規模買付者に、当社取締役会に対して、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます）を提供していただきます。

i 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の意向表明書（以下「意向表明書」といいます）を提出していただきます。

意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示し、大規模買付行為を行うにあたって大規模買付ルールの遵守を誓約する旨を記載していただきます。

ii 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書を受領した後10営業日以内に、後記の独立委員会の助言を受けて、株主の皆様のご判断および当社取締役会の意見形成のために当初提出していただく大規模買付情報のリストを作成し、これを大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当該リストを受領後、原則として10営業日以内に、大規模買付情報を当社取締役会に提出していただきます。なお、当初提出していただいた情報のみでは大規模買付情報として不足していると判断される場合には、十分な大規模買付情報が揃うまで、追加的に情報提供をしていただくことがあります。

大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、適時、適切に開示いたします。また、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断した場合には、当社は、直ちにその旨を当社株主の皆様に対して開示いたします。

大規模買付者に対して提供を要求する大規模買付情報は、大規模買付行為の内容により異なることがあります。一般的な大規模買付情報の項目は以下のとおりです。

① 大規模買付者およびそのグループの概要

具体的名称、主要な株主または出資者、出資割合、財務内容ならびに役員の氏名および略歴を含みます。なお、大規模買付者およびそのグループがファンドまたはその出資にかかる事業体である場合には、その主要な組合員、出資者、その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者の名称を含みます。

② 大規模買付行為の目的、方法および内容

大規模買付行為における買付対価の種類およびその価格、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性、大規模買付行為の完了後に当社株式が上場廃止になる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。なお、大規模買付行為の適法性については、弁護士による意見書を提出いただくこととします。

③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合はその相手方の概要ならびに当該意思連絡の具体的な態様および内容

④ 買付対価の算定根拠

大規模買付行為における買付価格の算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額またはその内容およびその算定根拠を含みます。

⑤ 大規模買付行為の資金の裏付け

大規模買付者に対する資金提供者（実質的提供者を含みます）の具体的な名称、資本構成、資金調達方法および関連する取引の内容を含みます。



- ⑥ 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策および資産活用策

大規模買付行為の完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。

- ⑦ 当社および当社グループの企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策および当該施策が当社および当社グループの企業価値を向上させることの根拠

- ⑧ 大規模買付行為後の当社および当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者に対する対応方針

従業員の処遇、取引先との取引関係の変更の予定の有無、変更の予定がある場合にはその内容を含みます。

- ⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

## 2) 当社取締役会による検討期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、次の期間（以下「取締役会検討期間」といいます）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案提出のための期間として与えられるものとします。

- ① 対価を日本円の現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は、60日間

- ② その他の大規模買付行為の場合は、90日間

大規模買付行為は、取締役会検討期間の経過後にのみ開始されるものとします。

なお、当社取締役会は、適宜必要に応じて、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価、検討し、大規模買付情報に関する当社取締役会の意見を取りまとめ、一般に公表します。当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または当社取締役会としての代替案を一般に公表することにより株主の皆様に対して提示することがあります。

## 4. 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

### 1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わないで大規模買付行為を行った場合には、当社取締役会は、原則として、当該大規模買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を害する買収行為と判断し、これに対する対抗措置として、非適格者のみ行使できないという内容の行使条件にて、新株予約権の無償割当てを行います。

なお、当該対抗措置の発動において、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止または撤回した場合や、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係に変更が生じた場合には、新株予約権の無償割当ての中止等、対抗措置の発動を中止することがあります。

### 2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値の維持・向上、株主共同の利益の向上に資するか否かを取締役会検討期間に検討し、当該大規模買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合にのみ、

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するため、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行います。

大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を吊り上げて高値で当社株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラーに該当する場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社あるいはその他の第三者に委譲させる目的で当社の株式の買収を行っている判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買収を行っている判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っている判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではない）
- ⑥ 大規模買付者の提案する株式の買付条件（買付対価の種類およびその価格、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後における会社の他の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他会社の利害関係者に対する対応方針等を含みます）が当社の企業価値（本源的価値）に照らして不適切な買付である場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、従業員、取引先、顧客、地域社会その他のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値を著しく毀損することが予想され、あるいは当社の企業価値の維持および向上を大きく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑧ 大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

これに対し、大規模買付行為が上記のいずれにも該当せず、当該大規模買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当しないときは、当社取締役会は、対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行わないものとします。ただし、この場合であっても、当社取締役会が当該大規模買付行為に反対するときは、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うことがあります。

なお、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するか否かの判断において、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。

また、上記Ⅲ 4. 1)の場合と同じく、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した場合であって

も、大規模買付者が大規模買付行為を中止または撤回した場合や、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係に変更が生じた場合には、新株予約権の無償割当ての中止等、対抗措置の発動を中止することがあります。

## 5. 独立委員会の設置

### 1) 独立委員会の概要

当社取締役会が、対抗措置の発動について恣意的な判断を行うことを防止するという観点から、当社取締役会は、独立委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。

### 2) 独立委員会の委員構成

独立委員会の委員は、3名以上とし、公正で中立な判断を確保するため、社外取締役、社外監査役、弁護士、公認会計士、学識経験者または取締役もしくは監査役の経験のある社外有識者の中から、当社取締役会が選任します。

### 3) 独立委員会の役割

当社取締役会が対抗措置を発動するか否かの判断をする場合には、その判断の公正さを確保するために、以下の手順を経るものとします。

当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非を諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、外部専門家等の助言を得ながら、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当該勧告においては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か、あるいは、上記Ⅲ 4. 2)①から⑧までの事由の存否を判断するものとします。

この勧告についての決議は、原則として、独立委員会の決議をもって行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。

## 6. 本対応方針の導入が株主および投資家に与える影響

### 1) 本対応方針導入時の影響

本対応方針は、導入時において、新株予約権の無償割当てを行うものではありません。従って、株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えるものではありません。

### 2) 対抗措置発動時の影響

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、対抗措置としての新株予約権の発行を行うことがあります。対抗措置の発動時には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様が法的および経済的側面において格別の損失を被る事態は想定しておりません。ただし、対抗措置において新株予約権の行使ができない者については、対抗措置が発動された場合には、法的および経済的不利益が生じる可能性があります。

なお、当社取締役会が、新株予約権の無償割当てを決議した以後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、当該新株予約権の無償割当てを中止し、または、当社が当該新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で当該新株予約権を取得することがあります。その場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を

行った株主および投資家の皆様は、その価格の変動により相応の影響を受ける可能性があります。株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

### 3) 対抗措置の発動に伴い株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権が割当てられる場合、名義書換未了の株主の皆様は、当社取締役会が別途決定し公告する割当期日までに名義書換を完了していただく必要があります。また、株主の皆様が新株予約権を行使される場合には、所定の期間内に当社取締役会が定める一定の金額の払込を行っていただく必要があります。

なお、割当てられる新株予約権に取得条項が付されている場合、株主の皆様は、金銭の払込をすることなく当社普通株式を取得できる場合があります。

これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった場合に、法令および証券取引所規則等に基づき、別途お知らせいたします。

## 7. 本対応方針の有効期間、継続、廃止および変更

1) 本対応方針の有効期限は、平成23年6月に開催する当社定時株主総会終結の時までとし、その時点において、本対応方針の継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぎます。従って、本対応方針を維持するか否か、および維持する場合にはその内容については、当社株主の皆様がご判断されることとなります。

2) 本対応方針は、上記期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、および当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、その時点をもって効力を失うものとします。このように、本対応方針は、株主の皆様のご意向に従って、随時これを廃止することが可能となっております。

また、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる観点から必要と認めるときは、本質的な内容の変更に該当しない範囲において、独立委員会の諮問を経て、本対応方針の内容を修正し、またはこれを変更する場合があります。

3) 本対応方針の廃止、変更等が決定された場合には、当社は、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令、証券取引所規則等に従って、株主の皆様に適時、適切に開示いたします。

## 8. 本対応方針の合理性

### 1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、以下のとおり、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しております。

### 2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為が行われた場合に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる最善の方策の選択を当社株主の皆様にご判断いただくために、必要な情報や時間を確保したり、当社取締役会が大規模買付者と交渉を行い、また、株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するものであり、本対応方針の導入により、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

3) 事前開示が行われていること

当社は、株主の皆様、投資家の皆様および大規模買付者の予見可能性を確保し、また株主の皆様が大規模買付行為が行われた場合に適切な選択を行う機会を確保するため、本対応方針導入に際してその目的、買収防衛策の具体的な内容、効果を予め開示しております。

また、当社は、今後も法令等および証券取引所規則に従い、必要に応じて適時に適切な情報開示を行います。

4) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において、本対応方針導入の可否を議案として株主の皆様にお諮りし、ご承認をいただき導入いたしました。また、本対応方針の有効期間は3年間に設定されており、平成23年に開催される定時株主総会において株主の皆様からその継続についてご承認をいただけない場合には、自動的に廃止されることとなっております。

従って、本対応方針は、その導入、継続および廃止において株主の皆様のご意向を反映することにより、株主意思の重視を図っております。

5) 独立性の高い第三者の判断を重視すること

当社は、本対応方針において、当社取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆様のために客観的な判断を行う諮問機関として、独立委員会を設置することとしております。独立委員会は、公正かつ中立的な判断を確保するため、3名以上の社外監査役および社外有識者等により構成されます。

独立委員会は、大規模買付行為が行われた場合には、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否か等を判断します。そして、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。

このように、独立性の高い独立委員会による勧告を尊重することにより、当社取締役会の恣意的な判断を排除し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保を図る目的に沿った本対応方針の運用が行われる枠組が確保されています。

6) 合理的な客観的要件を設定していること

本対応方針においては、予め当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう行為について具体的に列挙し、大規模買付行為に対する対抗措置は、当該合理的な客観的要件に該当した場合にのみ発動されることとされています。従って、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止する仕組みが確保されています。

7) 買収と無関係に株主に不測の損害を与えるものではなく、公平性が確保されていること

本対応方針は、導入時に株主の皆様のご権利および経済的利益に直接具体的な影響を及ぼすものではなく、また、本対応方針に基づき対抗措置が講じられた場合であっても、大規模買付者を除く株主の皆様が法的および経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定されないため、買収防衛の手段としての相当性を有しております。

また、大規模買付者以外の株主に一律同条件にて新株予約権が発行されるという対抗措置の内容は、大規模買付者以外の株主間の平等を図るよう設計されたもので、大規模買付者以外の株主間の公平性も確保されています。

8) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社株主総会または株主総会で選任された取締役で構成する取締役会においていつでも廃止することができるものとされており、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期について、期差任期制を採用していないため、本対応方針は、スローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は1億9千6百万円であります。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画は以下の通りです。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額	既支払額				
提出 会社	大阪工場 (大阪市)	その他化学品事 業	導電性高分子酸化重合 剤製造設備 増強工事	800	—	借入金	平成20年 4月	平成20年 10月	生産能力 160 t /年

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	51,428,828	51,428,828	大阪証券取引所 市場第1部 東京証券取引所 市場第1部	—
計	51,428,828	51,428,828	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年6月30日	—	51,428	—	9,855	—	2,467

#### (5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期連結会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。



## (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

### ① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,259,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 49,686,000	49,686	—
単元未満株式	普通株式 447,828	—	—
発行済株式総数	51,428,828	—	—
総株主の議決権	—	49,686	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1個)含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) テイカ株式会社	大阪市大正区 船町1丁目3番47号	1,295,000	—	1,295,000	2.51
計	—	1,295,000	—	1,295,000	2.51

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	330	357	366
最低(円)	299	303	306

(注) 株価は、東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、恒栄監査法人及び公認会計士岩田渉氏により共同四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第142期連結会計年度 公認会計士 大石麻瑳央

第143期第1四半期連結累計期間 恒栄監査法人

# 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,119	3,634
受取手形及び売掛金	10,102	9,296
有価証券	26	26
商品及び製品	4,955	4,701
仕掛品	476	464
原材料及び貯蔵品	1,949	1,800
その他	312	524
流動資産合計	20,940	20,448
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,448	4,553
機械装置及び運搬具（純額）	6,269	6,561
その他（純額）	2,491	2,192
有形固定資産合計	※ 13,210	※ 13,307
無形固定資産		
	69	71
投資その他の資産		
投資有価証券	5,876	5,074
その他	775	785
貸倒引当金	△23	△23
投資その他の資産合計	6,629	5,836
固定資産合計	19,909	19,215
資産合計	40,850	39,664

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,617	4,717
短期借入金	3,379	2,475
未払法人税等	122	603
賞与引当金	168	320
その他の引当金	3	8
その他	2,964	2,333
流動負債合計	11,255	10,460
固定負債		
長期借入金	3,666	4,089
退職給付引当金	2,148	2,110
その他の引当金	3	217
その他	524	15
固定負債合計	6,343	6,432
負債合計	17,599	16,893
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	9,855	9,855
資本剰余金	6,767	6,767
利益剰余金	5,027	4,920
自己株式	△419	△418
株主資本合計	21,230	21,125
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,948	1,467
為替換算調整勘定	2	96
評価・換算差額等合計	1,950	1,563
少数株主持分	68	82
純資産合計	23,250	22,770
負債純資産合計	40,850	39,664

## (2) 【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
売上高	8,824
売上原価	7,107
売上総利益	1,717
販売費及び一般管理費	※ 1,180
営業利益	536
営業外収益	
受取利息	1
受取配当金	78
その他	35
営業外収益合計	115
営業外費用	
支払利息	39
その他	21
営業外費用合計	61
経常利益	590
特別損失	
固定資産除却損	20
特別損失合計	20
税金等調整前四半期純利益	569
法人税、住民税及び事業税	115
法人税等調整額	96
法人税等合計	211
少数株主利益	0
四半期純利益	357

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	569
減価償却費	619
受取利息及び受取配当金	△79
支払利息	39
売上債権の増減額 (△は増加)	△805
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△413
仕入債務の増減額 (△は減少)	△99
その他	343
小計	173
利息及び配当金の受取額	79
利息の支払額	△38
法人税等の支払額	△596
営業活動によるキャッシュ・フロー	△382
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△278
投資有価証券の取得による支出	△4
その他	△28
投資活動によるキャッシュ・フロー	△311
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,050
長期借入金の返済による支出	△570
自己株式の取得による支出	△1
配当金の支払額	△192
財務活動によるキャッシュ・フロー	286
現金及び現金同等物に係る換算差額	△107
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△515
現金及び現金同等物の期首残高	3,555
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,040

**【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】**

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

**【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】**

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
会計処理の原則及び手続の変更 リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができるようになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。 また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 ただし、当第1四半期連結会計期間において新たな所有権移転外ファイナンス・リース取引が発生しなかったため、損益に与える影響はありません。 なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

**【簡便な会計処理】**

該当事項はありません。

**【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】**

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
(有形固定資産の耐用年数の変更) 法人税法等の改正に伴い、法定耐用年数及び資産区分が見直されました。これに伴い、当社は当第1四半期連結会計期間より、機械装置等の耐用年数の変更を行っております。 なお、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。 (役員退職慰労金制度の廃止) 当社は、役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、制度廃止日(平成20年6月27日)までの在任期間に対応する役員退職慰労金を役員退任時に打ち切り支給することを決議いたしました。 これに伴い、同日までの在任期間に応じた役員退職慰労引当金は全額取崩し、打ち切り支給額の未払分202百万円を固定負債の「その他」に計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 45,449百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 45,017百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
※ 販売費及び一般管理費で主なもの 運送費及び保管費 468百万円 役員報酬 60 〃 給料及び手当 149 〃 研究開発費 196 〃

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 3,119百万円 有価証券 26 〃 計 3,145百万円 預入期間が3か月を超える定期預金 △ 79 〃 償還期間が3か月を超える債券等 △ 26 〃 現金及び現金同等物 3,040百万円



(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	51,428

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	1,299

3 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	250	5.0	平成20年3月31日	平成20年6月30日

4 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引残高は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	酸化チタン 関連事業 (百万円)	その他 化学品事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	4,999	3,380	444	8,824	—	8,824
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	242	882	408	1,533	(1,533)	—
計	5,242	4,263	853	10,358	(1,533)	8,824
営業利益	158	366	0	525	11	536

(注) 1 事業の区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分に属する主な製品は次のとおりであります。

- (1) 酸化チタン関連事業……………酸化チタン、微粒子酸化チタン、微粒子酸化亜鉛、表面処理製品、  
光触媒用酸化チタン等
- (2) その他化学品事業……………界面活性剤、硫酸、低分子量芳香族スルホン酸、  
無公害防錆顔料、導電性高分子酸化重合剤、電池セパレータ等
- (3) その他事業……………倉庫業及びエレクトロ・セラミックス製造販売

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

本邦の売上高の金額は、全セグメントの売上高の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	アジア	欧州	米州	その他の 地域	計
I 海外売上高(百万円)	1,552	188	169	25	1,936
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	—	8,824
III 連結売上高に占める海外 売上高の割合(%)	17.6	2.1	1.9	0.3	21.9

(注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域

- (1) アジア……………タイ、中国、マレーシア、インド等
- (2) 欧州……………ドイツ、イギリス、フランス等
- (3) 米州……………アメリカ、カナダ、ブラジル等
- (4) その他の地域……………オーストラリア、南アフリカ等

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
462.44円	452.57円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	23,250	22,770
普通株式に係る純資産額(百万円)	23,181	22,688
差額の主な内訳(百万円)		
少数株主持分	68	82
普通株式の発行済株式数(千株)	51,428	51,428
普通株式の自己株式数(千株)	1,299	1,295
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式数(千株)	50,129	50,133

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	7.13円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	357
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	357
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	50,130

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月12日

テイカ株式会社  
取締役会 御中

恒栄監査法人

代表社員 公認会計士 大石 麻 瑳 央 印  
業務執行社員

北浜公認会計士共同事務所

公認会計士 岩 田 涉 印

当監査法人及び私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているテイカ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人及び私の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人及び私は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人及び私が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、テイカ株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員及び私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。